

ソレダケノモンの数理(3)

宇田英才教室

宇田雄一

Mathematics of the Amounts Base Education (3)

wooder.pro.tok2.com

Yuichi Uda

日本物理学会 2015 年春季大会 24pCK-10 で私が発表した先生と教育種目と生徒の相互選択プロセスを根幹として、補うべき枝葉は何か、という問題を今回は論じる。

補うべき枝葉としては、以下の諸問題が思い当たる。

- (1) 生徒や先生の志望序列表に **no one** が含まれている場合。
- (2) 先生・教育種目対(クラス)の定員が 1 よりも大きい場合。
- (3) 有償教育の場合。
- (4) 特定の教育種目の履修者数が社会全体で最低でも何人は必要だ、という文化保存等の公の都合が存在する場合。
- (5) 各生徒による複数の教育種目の同時選択が独立ではない場合。

(4)については、行政の介入が無い場合の契約内容は当事者の私物だ、という認識に基づいて、これに対して行政が変更を要請し、その変更に対して税金から報酬を支払う、という形で行政が私物を税金で購入する、という考え方を述べる。保存されるべき種目の先生には、生徒から受け取る授業料とは別に、行政から奨励金が支払われる、保存されるべき種目の生徒は授業料の一部を行政から代わりに払ってもらえる、という前提の下で生徒と先生が(3)に基づいた自由選択を行なう、というのが、その購入の具体的な形だ。これは、(4)の答えを(3)への修正という形で書こう、という考えだ。(5)は、物理と化学を選択するか生物と地学を選択するか、どちらの方がマシだと生徒が思っているか、という意味での志望序列が存在する場合だ。1つだけ選べと言われた場合の第1志望が物理、第2志望が生物、第3志望が化学であっても、2つだけ選べと言われた場合には生徒は、上から2つ取って物理と生物を選ぶとは限らず、物理と化学を選ぶかもしれない。

今回は、(1)(2)(3)(5)については問題を提起するに留め、(4)で個別に「あなた、譲りなさい」と要請する事がどう間違っているのか、を詳述する。特定種目の保存が公的に選択された、という事は、それに要する額の納税をしてもよい、という納得が選挙を通して得られた、という事であり、この条件は非常に厳しい。個別に譲歩を要請すると、増税公約で選挙に勝たなくてもよいので譲らせ過ぎが起こるし、税負担の不公平に相当する不公平も生じる。